

§1

ここが知りたい EU RoHS 指令

RoHS 指令の施行により、電気電子機器セットメーカーのサプライチェーン全体で物流・商流と同時に化学物質情報が共有されることになり、日本にも本格的な化学物質の情報伝達の仕組みが始まりました。

法規制はその国の文化や価値感の違いがあります。企業対応はこの点を踏えて RoHS 指令の要求事項を正しく理解し、自社の製品や組織規模に見合った化学物質管理システムを構築・運用することが重要になります。

しかし、化学物質管理システムの運用に当たっては、RoHS 指令が自社製品にどのように適用されるかなど法令解釈に関するいろいろな疑問や、設計、調達、生産、販売・サービスの各段階での管理方法や情報伝達のやり方など実施に当たっても具体的な課題に直面します。

ここでは RoHS 指令の基礎的な事項と実際に現場で直面する本質的な課題について 2010 年 10 月時点の RoHS 指令に基づき説明します。

RoHS 指令の基礎のきそ

EU の環境政策の厳しさを実感させたのが、2001年10月にオランダ税関で日本製ゲーム機にカドミウムが規制値以上に含有されているとして通関が止められたことです。そのゲーム機のメーカーは巨額を投じ対策すると同時に、厳しい資材調達基準を設定しました。これを契機として、日本では当時 EU 指令として審議中であった WEEE（Waste Electrical and Electronic Equipment）指令と RoHS（Restriction of Hazardous Substance）指令が注目を浴びるようになりました。

その後、廃電気電子機器指令（WEEE 指令）2002/96/EC と併せて有害物質使用制限指令（RoHS 指令）2002/95/EC が、2003年2月13日に公布され、2006年7月1日に施行されました。

1.1 WEEE 指令および RoHS 指令の背景と経緯

WEEE 指令および RoHS 指令導入の背景には、ベルギーやオランダのような小国を除く欧州の多くの国では、最も一般的な廃棄物処理として埋め立てが多く行われており、一般世帯から出されるごみへの有害物質を含む廃電気電子機器（WEEE）の混在と不法投棄を回避することが重要であることがわかっていました。

EU では当時、WEEE が年間600万 t（1人20kg）で毎年5%の割合で増加していました。廃電気電子機器の90%は何の前処理もされずに埋め立てまたは焼却され、埋立地における鉛の40%、焼却施設における鉛の50%は WEEE に起因していることが問題視されていました。

WEEE 指令は ELV（廃自動車）指令や廃電池指令と一体となって検討されて、1998年4月に第1次草案が提出されています。その当時、ドイツ、オランダ、デンマークやスウェーデンなど電気電子機器の生産者による無償回収やリサイクル義務を法制化した国もありました。WEEE 指令は、従来加盟国ごとに異なっていた仕組みを EU 域内単一市場として統一した機能とする仕組みを

実現すべく検討されました。

第1次草案を受けてEU議会と理事会で審議を重ね修正され、それまでの審議過程で1本であった草案をWEEE指令とRoHS指令の2つに分けるという大きな修正が行われました。

この修正で、従来の法案名「Waste Electrical and Electronic Equipment amending Directive 76/769/EEC：廃電気電子機器に関する76/769/EEC（危険物質および調剤の上市と使用の制限指令）の改正」から、現在のWEEE指令とRoHS指令の名前に変更されました。

これらの指令は、「持続可能な開発」、「予防原則」および「汚染者負担の原則」の考え方に則っており、製造者は、消費者が地域の回収場所に廃棄した使用済み製品を回収・リサイクルするコストを負担することになりました。これは電気電子機器メーカーにとって大きな負担となることもあり、世界中のメーカーなどから注目が集まりました。

EU全体にこの理念で政策が展開されていましたが、上述のように2001年10月にオランダ税関で日本製ゲーム機にカドミウムが規制値以上に含有されているとして通関が止められたことで、日本の電気電子機器メーカーはEUの環境政策の厳しさを実感させられました。そのゲーム機メーカーは巨額を投じ対策すると同時に、カドミウムの含有濃度0.0005wt%以下という厳しいグリーン調達基準（資材調達基準）を打ち出し、日本国内の取引先に大きな衝撃を与えました。

1.2 EU法令と国内法の関係

WEEE指令やRoHS指令などの指令（Directive）は、EU加盟国に向けた法律で、順守しなくてはならないのはEU加盟国です。そのためには国内法の制定が必要ですが、国内法への転換は、EC条約（ヨーロッパ共同体設立条約）により2通りの手続きが定められています。

1. EC条約第95条

主な目的が単一市場の達成を目的とする場合に選択されます。EC条約第

95条が選択された場合には、EU 指令より厳しい国内法は制定できません。

RoHS 指令は EC 第95条が選択されていますので、特定有害物質や最大許容濃度は加盟国全体で同じです。

2. EC 条約第175条

指令の目的が、EU の環境政策や目的が明確化されている EC 条約第174条の環境保全そのものにある場合は、EC 条約第175条の手続きが選択されます。その場合には国情などに合わせて国内法が制定でき、指令より厳しい基準が制定できます。WEEE 指令は EC 第175条が選択されています。

上述のように RoHS 指令の国内法は、特定有害物質や最大許容濃度などに加盟国による差異はありませんが、WEEE 指令の国内法は加盟国の状況により差異が生じます。

1.3 WEEE 指令の理念と RoHS 指令

WEEE 指令は前文で理念を次のように述べています。

1. 共同体の環境政策の目的は、環境の保全および保護ならびにその質を向上し、人の健康を保護し、賢明かつ合理的に国の資源を利用することである。この政策は、予防原則および予防的行動をとるべきであるという原則、環境破壊はその根源を優先的に正すべきであるという原則、ならびに汚染者負担の原則に依拠している。
2. 環境と持続可能な開発に関する共同体の政策と行動計画（当時の第5次環境行動計画）は、持続可能な開発達成のためには、開発、生産、消費、姿勢および主張に関する現行パターンの大きな変革が求められると述べており、特に天然資源の無駄な消費の削減ならびに汚染防止を主張している。この計画では、廃電気電子機器を廃棄物の予防、再生および安全な処分の原則を適用するという観点で、規制すべき目標領域のひとつとして言及している。

すなわち、WEEE 指令の目的（理念）は WEEE の予防であり、電気電子機器の生産を規制するものではありません。埋め立て処分などを少なくするためのリユースやリサイクルを推奨することです。

WEEE 指令は、廃電気電子機器を予防（削減）するため、最終処分量を減らすことを目標に電気電子機器の再使用、構成部品などの再生、リサイクルを推進する要求になっています。WEEE 指令の第 1 条で明確にされている廃電気電子機器の予防の目的のために、容易に再使用、リサイクルをすることができるように、ライフサイクル全般にわたり、第 4 条（設計、生産）、第 5 条（分別回収）、第 6 条（処理）や第 7 条（再生）で要求内容が規定されています。この再使用、リサイクルのフローを支援するために、第 8 条（生産者費用負担）、第 9 条（B to B 製品の費用負担）、第 10 条（消費者への情報公開）や第 11 条（処理施設への情報提供）などの仕組みがあります。

一方、RoHS 指令は有害物質を含有した製品を市場に入れないための指令です。販売された電気電子機器に有害物質が非含有であれば、埋立処分された廃棄物に起因する土壤汚染などを起こさないことになります。同時に廃棄物処理場等での作業者の健康被害を未然防止することに配慮しています。

WEEE 指令と RoHS 指令の条項の関連を図 1.1 に示します。

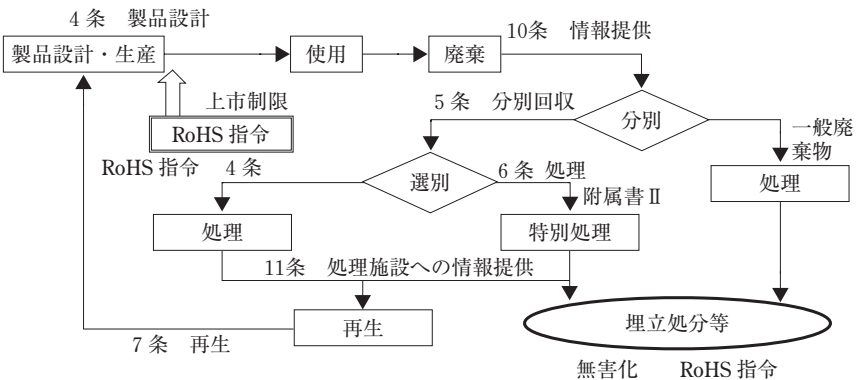


図 1.1 WEEE 指令と RoHS 指令の条項関連

1.4 WEEE 指令・RoHS 指令の対象製品（適用範囲）

電気電子機器（electrical and electronic equipment）とは、「正しく作動するために電流または電磁界に依存する機器であって、附属書 I A に定めるカテゴリーに属するもの、さらに交流1,000V、直流1,500Vを超えない定格電圧で使用するように設計され、そのような電流と電磁界を発生、伝導、測定するための機器」を意味します（WEEE 指令第 3 条(a)）。

WEEE 指令の附属書 I A（本指令で範囲とする電気電子機器のカテゴリー）に対象製品が以下の10製品群、附属書 I B（附属書 I A のカテゴリーに属する製品リスト）には附属書 I A のカテゴリーに属する製品例がリストアップされています（図1.2）。

軍用機器や大型の据付型産業用工具などは除外しますが、ほとんどすべての電気電子製品が対象となります。日本の感覚と違うこともあります。対象製品の判断は、当局の FAQ やガイダンスノートを参考に事業者が自主的に行います。当局との見解が分かれる場合は、司法の場で決着することになります。

RoHS 指令は、上記カテゴリーの中の viii：医療用デバイスと ix：監視および制御機器は適用されていません。これは、恒久除外ではなく、法改正により、現在適用が除外されているカテゴリー viii および ix も適用されることになります。詳細は § 5 に記述していますので参照下さい。

- | | |
|------|---|
| i | 大型家庭用電気製品（冷蔵庫、洗濯機、電子レンジなど） |
| ii | 小型家庭用電気製品（電気掃除機、アイロン、トースターなど） |
| iii | IT および遠隔通信機器（パソコン、プリンター、複写機など） |
| iv | 民生用機器（ラジオ、テレビ、楽器など） |
| v | 照明装置（家庭用以外の蛍光灯など） |
| vi | 電動工具（旋盤、フライス盤、ボール盤など） |
| vii | 玩具、レジャーおよびスポーツ機器（ビデオゲーム機、カーレーシンググセットなど） |
| viii | 医療用デバイス（放射線療法機器、心電図測定機、透析機器など） |
| ix | 監視および制御機器（煙感知器、測定機器、サーモスタットなど） |
| x | 自動販売機類（飲用缶販売機、貨幣用自動 DISPENSER など） |

図1.2 WEEE 指令の適用製品カテゴリーと製品例